

川崎町立統合中学校建設工事設計業務委託

プロポーザル技術提案書等作成要領

川崎町立統合中学校建設工事設計業務委託プロポーザルにおける技術提案書等は、川崎町立統合中学校建設工事設計業務委託プロポーザル実施要項に基づき、参加表明者の内、一次審査により選定された参加表明者に技術提案書等の提出を要請する。

なお、本プロポーザルにおける技術提案は設計者を選定するために、その取組方法等について提案を求めるものであり、設計業務の具体的な内容や成果品の一部等を求めるものではない。

1. 一般事項

- (1) 技術提案書等の作成にあたっては、「統合中学校整備計画基本方針」及び「統合中学校建設計画概要」を反映させること。
- (2) 技術提案書等は、下記の提出資料一覧に基づき作成し、指定する用紙サイズ等を変更しないこと。
- (3) 文書のフォントは「MS明朝」の10ポイント以上で作成すること。
- (4) 技術提案書（様式14号）及び参考見積書（様式18号）には代表者印を捺印し提出すること。
- (5) 設計工程計画表（様式15号）と業務の実施方針（様式16号）及び課題に基づく提案（様式17号）の作成にあたっては、会社名・個人等が特定できないように記入すること。

2. 提出資料一覧

提出資料	様式	用紙サイズ
技術提案書	様式14号	A4
設計工程計画表	様式15号	A4
業務の実施方針	様式16号	A3
課題に基づく技術提案	様式17号	A3
参考見積書	様式18号	A4
技術提案書等受領書	様式19号	A4

3. 業務の実施方法（様式16号）の作成における留意事項

- (1) 業務への具体的な取組体制、担当チームの特徴、動員計画、及びその他業務実施上の配慮事項を簡潔に記入すること。
なお、様式17号で求める「課題に基づく提案」内容は除くものとする。
- (2) 提案は基本的な考え方を簡潔に文書等で記入すること。
- (3) 説明文を補完するための最小限のイラスト、イメージ図等の使用は認めるが、設計内容を具体的に表現するような内容のものは認めない。（イメージ図等の具体例を参照）
- (4) 具体的な設計図、模型（模型写真を含む）、パース等は使用してはならない。
- (5) 色づかいは自由とし、イラスト、イメージ図等はカラーコピー可とする。
- (6) 提出者（参加者名、代表者名等）の特定又は推察することができる内容の記述は一切してはならない。

4. 課題に基づく技術提案（様式17号）の作成における留意事項

- (1) 提案は基本的考え方を簡潔に文書等で記入すること。
- (2) 説明文を補完するための最小限のイラスト、イメージ図等の使用は認めるが、設計内容を具体的に表現するような内容のものは認めない。（イメージ図等の具体例を参照）
- (3) 具体的な設計図、模型（模型写真を含む）、パース等は使用してはならない。（寸法記入は不可とする）
- (4) 色づかいは自由とし、イラスト、イメージ図等はカラーコピー可とする。
- (5) 提出者（参加者名、代表者名等）の特定又は推察することができる内容の記述は一切してはならない。

5. その他注意事項

- (1) 提示した技術提案書の様式については、様式の形式を変えず枠内に納め、様式記述事項等の内容、位置の変更をしないこと。
- (2) 本要領に規定されていない事項が発生した場合は、川崎町立統合中学校建設工事設計業務プロポーザル選定委員会と事務局が協議し決定するものとする。また、その内容は必要に応じて技術提案書等提出者全員に通知するものとする。

※イメージ図等の具体例

×使用できないイメージ図等

- ・具体的な設計図 (文章による書き込みがなされた配置図を除く)



一定の尺度のもとで作成された具体的な設計図である。

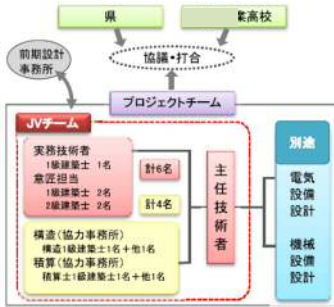
- ・透視図、CG等 (建物全体に関する設計内容が具体的に表現されているもの)



建物全体に関する設計内容 (建物形状) が具体的に表現された鳥瞰図である。

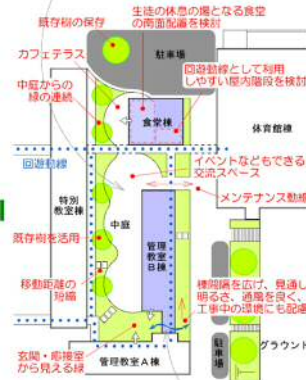
○使用できるイメージ図等

- ・ 図表、フロー図、組織図等文字と図形で構成されたもの



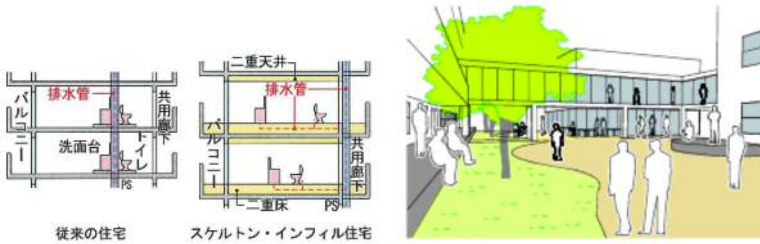
文字と図形で構成されたものであり、建物の具体的な形状を表現するものではないため使用可能とする。

- ・ 機能図、ゾーニング図、配置図



文章による書き込みがなされた配置図については使用可能とする。

- ・ モデル図、部分的な透視図、CG等（部分的な設計内容が表現されているもの）



建物をモデル的に示したものであり、一定の尺度のもとで作成された具体的な設計図ではないため使用可能とする。

建物の具体的な設計内容を表現したもののうち、部分的なものについては使用可能とする。

- ・ イメージ写真（建物全体に関する写真以外のもの）



建物のイメージを表現するための写真であり、部分的なものについては使用可能とする。